

福井県丹南広域組合一般職の職員の給与に関する条例

平成12年 3月 3日条例第6号
改正 平成17年10月 1日条例第3号
改正 令和 5年 3月10日条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、福井県丹南広域組合一般職の職員（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定により派遣された職員を除く。以下「職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(給与)

第2条 職員の給与については、越前市職員の給与に関する条例（平成17年越前市条例第51号）の例による。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 （平成17年条例第3号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 （令和5年条例第4号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。